

医療施設施設等整備費補助金交付要綱の一部改正に係る新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>第2</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 死亡時画像診断システム等整備事業 <u>平成27年4月9日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づいて市町村等及び知事が適当と認める者が行う死亡時画像診断システム等の施設整備事業又は設備整備事業</p> <p>(13) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>平成27年4月9日医政発0409第26号</u>厚生労働省医政局長通知「<u>南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱</u>」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う実施する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>(16) ~ (19) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(20)</u> 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (略)</p> <p><u>(21)</u> 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 (略)</p> <p><u>(22)</u> 遠隔ICU体制整備促進事業 (略)</p> <p>第2の2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>第2</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 死亡時画像診断システム等整備事業 <u>平成22年3月31日医政発0331第17号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づいて市町村等及び知事が適当と認める者が行う死亡時画像診断システム等の施設整備事業又は設備整備事業</p> <p>(13) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>平成26年3月20日医政発0320第25号</u>厚生労働省医政局長通知「<u>南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱</u>」に基づいて市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う実施する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>(16) ~ (19) (略)</p> <p><u>(20)</u> 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業 <u>平成30年3月29日医政発0329第16号</u>厚生労働省医政局長通知「<u>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の実施について</u>」に基づき、市町村等、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業</p> <p><u>(21)</u> 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (略)</p> <p><u>(22)</u> 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 (略)</p> <p><u>(23)</u> 遠隔ICU体制整備促進事業 (略)</p> <p>第2の2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

改正後

現行

(交付額の算定方法)

第4

(1)～(2) (略)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へりポート 1 か所当たり <u>85,559 千円</u>	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に <u>326</u> 千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40 m ² (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は知事が必要と認めた額とする。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
死亡時画像診断システム等施設整備事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>39,427 千円</u> (2) 解剖室整備の場合 <u>97,856 千円</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり <u>2,174 千円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり	(略)	(略)	(略)

(交付額の算定方法)

第4

(1)～(2) (略)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へりポート 1 か所当たり <u>79,442 千円</u>	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に <u>303</u> 千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40 m ² (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は知事が必要と認めた額とする。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
死亡時画像診断システム等施設整備事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>36,608 千円</u> (2) 解剖室整備の場合 <u>90,860 千円</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり <u>2,019 千円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり	(略)	(略)	(略)

改正後					現行					
	基準単価 <u>21.4 千円</u> (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>20.7 千円</u> (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>25 千円</u> (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>24.3 千円</u>					基準単価 <u>19.9 千円</u> (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>19.2 千円</u> (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>23.2 千円</u> (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>22.6 千円</u>				
	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,130 千円</u>	(略)	(略)	(略)		自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,050 千円</u>	(略)	(略)	(略)	
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>304,527 千円</u>	(略)	(略)	(略)	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>282,755 千円</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	へき地診療所 <u>17,458 千円</u>	(略)				へき地診療所 <u>16,210 千円</u>	(略)			
院内感染対策施設整備事業	1 室当たり <u>14,546 千円</u> とし、空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合は <u>33,105 千円</u> を加算する。	(略)	(略)	(略)	院内感染対策施設整備事業	1 室当たり <u>13,506 千円</u> とし、空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合は <u>30,738 千円</u> を加算する。	(略)	(略)	(略)	(略)
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ 1 m 当たり 基準単価 <u>86 千円</u> (ただし 30m を上限とする。)	(略)	(略)	(略)	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ 1 m 当たり 基準単価 <u>80 千円</u> (ただし 30m を上限とする。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成</u>	<u>設備費</u> <u>知事の必要と認める額</u> <u>情報通信機器</u> <u>1 か所当たり</u> <u>(1) 若手医師等に対する</u> <u>指導元医療機関</u>	<u>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な備品、画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入</u>	<u>2 分の 1 以内</u>	<u>二</u>	

改正後				

(注) 1～2 (略)

第5～14 (略)

附 則 (令和5年11月22日一部改正5医第398号)
この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(別表) 1㎡当たり単価表

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>213,600</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>239,100</u>
	医師住宅	鉄筋コンクリート、木造	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>159,600</u>
へき地診療所 過疎地域等特定診療所 へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート、木造	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>159,600</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート、木造	<u>196,300</u>
		ブロック	<u>171,500</u>
	医師臨床研修病院研修医環境整備	鉄筋コンクリート、木造	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>237,800</u>
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート、木造	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>213,600</u>
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>238,600</u>
研修医のための研修施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>273,000</u>	
	ブロック	<u>239,100</u>	

現 行				
成支援設 備整備事 業	<u>7,857千円</u> (2) 若手医師等の派遣先 医療機関 <u>7,857千円</u> (ただし、指導元、派遣 先のいずれか一方が他方 を含む整備を行い、かつ、 他方に機器を貸与する場 合は、(1)と(2)の合 算額とすることができ る。	費		

(注) 1～2 (略)

第5～14 (略)

(新設)

(別表) 1㎡当たり単価表

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>198,300</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
		ブロック	<u>222,000</u>
	医師住宅	鉄筋コンクリート、木造	<u>170,300</u>
		ブロック	<u>148,200</u>
へき地診療所 過疎地域等特定診療所 へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート、木造	<u>170,300</u>
		ブロック	<u>148,200</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート、木造	<u>182,300</u>
		ブロック	<u>159,200</u>
医師臨床研修病院研修医環境整備	鉄筋コンクリート、木造	<u>253,200</u>	
	ブロック	<u>220,800</u>	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート、木造	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>198,300</u>
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>253,200</u>
		ブロック	<u>221,500</u>
研修医のための研修施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>253,500</u>	
	ブロック	<u>222,000</u>	

改正後			
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>239,100</u>
分娩取扱施設	分娩室、病室、 入所室等	鉄筋コンクリート、木造	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>213,600</u>
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>238,600</u>

(注) 1～3 (略)

現 行			
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
		ブロック	<u>222,000</u>
分娩取扱施設	分娩室、病室、 入所室等	鉄筋コンクリート、木造	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>198,300</u>
	宿泊施設	鉄筋コンクリート、木造	<u>253,200</u>
		ブロック	<u>221,500</u>

(注) 1～3 (略)